




支出命令書 (一般)

市長 **	副市長 **	教育長 **	部長 **	次長 **	課長 	課長補佐 	係長 	担当者 
会計管理者 	会計課長 	課長補佐 **	係長 	担当者 	入力 	財政課合議 **	検収者	


起票日	令和 7年 11月 27日	所 属	080100 市議会事務局
年度	令和 7, 年度	会計	01 一般会計
科目	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事業	040000 議会調査研究事業	
	節	18 負担金、補助及び交付金	
	細節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	
予算区分	0 現年度		

金額	2,920,000円	所得税	0円	タイムカード(出勤簿)確認
支払回数	17回	雇用保険料	0円	源泉徴収確認
負担行為額	600,000円	その他	0円	被服貸与台帳記載確認
支出命令済額	412,865円	控除額合計	0円	通勤経路及び金額確認
負担行為残額	187,135円	請求書番号		
源泉支払内容	*****			

件名 旅費 11/19~21 令和7年度市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治の基本」第2回参加

摘要


支払方法	21 現金払	支払希望日	令和7年 12月10日
住所			
名称	市民未来の会代表者 野田 悦子		
役職等/氏名			
銀行/口座			
口座名義人			
債権者番号			

領収住所			領収印	
氏名	市民未来の会代表者 野田 悦子			

上記の金額を領収しました。令和7年 12月10日

支払済









令和 7年 11月 27日
泉大津市 会計管理者 あて

支出負担行為 確認


1 
 伝票番号 07-014702
 整理番号 07-000004-17
 負担行為番号 07-000297
 呼出番号 00717834



07 01 01-01-01 04-00-00 18-90-06


供 覧	議長	副議長	局長	次長	次長補佐兼 議事調査係長	庶務係長	主査	係員
								

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

令和7年11月21日

泉大津市長
南出賢一様
(泉大津市議会議長経由)

会派名 市民未来の会
代表者名 野田悦子 

政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。


記

交付請求額	2,920円		
内 訳	令和7年11月19日(水)～21日(金) 令和7年度市町村議会議員研修 [3日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」第2回 研修旅費		
支払先	井上 信久		
予算科目	旅費	交付残額	187,135円

令和7年度

領収書兼旅費明細書

(出張)

会派名	市民未来の会	氏名	井上 信久					
出発・帰庁年月日	出発	令和7年11月19日	帰庁	令和7年11月21日				
出張先(順路)	全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号)							
目的及び用件	令和7年度市町村議会議員研修[3日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」第2回							
区間	距離	運賃	料金	車賃	宿泊料	日当	食卓料	計
和泉府中(自宅最寄駅) (JR阪和線・大阪環状線)	km			円	円	円	円	円
大阪	31.6							
" (JR京都線)								
京都	42.8							
" (JR東海道本線・湖西線)								
唐崎	14.0	88.4	1,460					1,460
" (線)								
復路	88.4	1,460						1,460
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
右の金額領収いたしました。				金額			¥	2,920
令和	年	月	日					
泉大津市会計管理者 殿				職名	市民未来の会			
				氏名	井上 信久		 印	

令和7年度

市町村議会議員研修[3日間コース] 「第2回 新人議員のための 地方自治の基本」

地域住民の期待と信頼に応えるためには、社会情勢の変化や地域の諸課題、住民ニーズの把握に加え、地方自治に関連する諸制度について精通していることが重要です。

この研修では、新人議員(研修開始日時時点で1期目の議員)を対象として、地方議員が理解しておくべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を講義や演習を通じて学びます。

また、全国の市区町村議会議員が集い、地方自治に関する様々なテーマについて情報交換や意見交換を行います。

共催：全国市議会議長会 後援：全国町村議会議長会

開催要領

日 程

令和7年11月19日(水)～11月21日(金)(3日間)

場 所

全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分

対 象

市区町村議会の新人議員(1期目)の皆様

3日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。
※議員通算4年未満の方が対象です。4年以上の方は申込みできません。

募集人数

60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください。
なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。

宿 泊

研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。

経 費

11,000円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食2回、昼食2回、夕食2回)、資料等にかかる費用です。
なお、事前準備・事前学習及び最終日の昼食にかかる費用は含まれておりません。

申込期限

令和7年10月2日(木)まで

申込方法

議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。

受講決定

受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。
経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

事前課題

研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL.077-578-5932

✉ e-mail: kenshu@jiam.jp 〔ホームページ〕 <https://www.jiam.jp>









令和7年度 市町村議会議員研修 [3日間コース] 第2回「新人議員のための地方自治の基本」

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	(敬称略) 課外 (17:00-)
11/19	水	11:00- 受付 12:30- 開講式 開講オリエンテーション 入寮オリエンテーション	【講義】 地方自治制度の基本 横浜市立大学国際教養学部国際教養学科 准教授 新垣 二郎	【講義】 地方議会制度 について 全国市議会議長会 政務第一部長兼企画議 事部長 本橋 謙治			
11/20	木	【講義】 (9:00-12:00) 地方議会と自治体財政 全国市町村国際文化研修所 教務部長 伊藤 哲也	【講義】 (13:00-14:30) 条例と政策の 審査・立案 新潟大学副学長・経済科学部 教授 矢戸 邦久	【演習】 (14:45-17:30) 条例演習 (意見交換・発表・まとめ)			
11/21	金	【講義】 これからの地方議員に期待されていること 一般社団法人官民共創未来コンソーシアム 代表理事 小田 理恵子	12:00-12:15 閉講・事務連絡				

(令和7年10月6日現在)

名札の色：〇〇色、研修担当：小川、丸山

□決 裁 ■供 覧

受発記号・番号				收受年月日	令和7年12月12日					
差出名		市民未来の会 井上 信久								
あて名		泉大津市議会議長			提出期限					
收受文書の記号				收受文書の日付	令和7年12月8日					
件名		報告書								
議長		副議長		事務局長		次長		合 議		
										
主 管	次長補佐兼 議事調査係長		庶務係長		主査		係員			
										
処 理 上 の 意 見 及 び 注 意 事 項										
<p>日 時：令和7年11月19日（水）～11月21日（金）</p> <p>出張先：全国市町村国際文化研修所</p> <p>研修名：第2回 新人議員のための地方自治の基本</p>										

受講証明書

団体名 : 大阪府 泉大津市

所属・氏名 : 泉大津市議会 議員 井上 信久

研修名 : 令和7年度市町村議会議員研修 [3日間コース]
「新人議員のための地方自治の基本」第2回

期間 : 令和7年11月19日 (水) ~ 11月21日 (金)

上記の研修を受講したことを証明します。

令和7年11月21日

全国市町村国際文化研修所
学長 小池 信之



会派代表



報告書

令和7年12月8日

泉大津市議会議長 様

会派名 市民未来の会
出張者氏名 井上 信久

下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和7年11月19日（水）～11月21日（金）
- 2 出張先 全国市町村国際文化研修所
- 3 内 容 第2回 新人議員のための地方自治の基本
- 4 所 見 次頁参照

4 所 見

「講義」

地方自治制度の基本

横浜市立大学国際教養学部国際教養学科

准教授 新垣 二郎 氏

地方自治という仕組みは、国の統治を国民の身近な場所で実現し、地域の実情に即した行政を可能にする基盤であると改めて感じた。地方自治とは、住民が自らの地域の運営に参加し、主体的に意思決定を行う制度であり、民主主義の根幹に位置づけられている。国が一律に決めるのではなく、地域ごとに課題を発見し、解決策を検討し、実行していく「現場性」が地方自治の最大の価値だといえる。

地方自治が重要である理由は、第一に多様な地域ニーズに対応できる柔軟性、第二に住民に近い分だけ説明責任が明確になり、行政への信頼を高める点にある。また、議会等を通じて住民の意思が反映されやすく、民主主義の学校としての役割も果たしている。一方で、財政力や人口規模の差により行政サービスの質に格差が生じるリスク、自治体間の競争が過度になり得る点など、デメリットも無視できない。ゆえに制度設計は常に改善が求められる。

自治体を何層まで置くべきかという議論では、国・都道府県・市町村という現在の三層構造の利点と限界が浮き彫りになる。広域調整は都道府県が担い、生活に密着した行政は市町村が担うという役割分担は合理的だが、人口減少社会においては広域連携や再編も避けて通れない。

日本の首長は議会とともに住民の負託を受けて行政を運営するが、議院内閣制の下で総理大臣は国会に対して責任を負う。一方、アメリカの大統領は三権分立の中で強い権限を持ち、議会と独立して選ばれる。この違いを知ると、日本の地方自治が持つ「議会との協働」「合意形成の重視」という特徴がより鮮明に見えてくる。

総じて、地方自治制度とは単なる行政単位の話でなく、住民一人ひとりが地域の未来を選び取る仕組みであると実感した。課題は多いが、地方から日本を支える役割を担えるよう今後も深化させていく必要がある。

地方議会制度について

全国市議会議長会

政務第一部長 兼 企画議事部法制主幹

本橋 謙治 氏

地方自治を支える重要な柱として、地方議会には多様で重い役割が課されている。なかでも、地方自治法第 96 条に定められた議決権は、予算・条例・契約など自治体運営の根幹を決定する力であり、住民の意思を間接的に反映させる中核をなす。また、地方自治法第 98 条・第 100 条に定められた監視権は、執行機関の事務執行が適正かをチェックするもので、議会の民主的統制機能を象徴している。議会が行政を監視することは、住民の権利と財産を守ることにつながる。

議会運営に目を向けると、議会の招集は首長により行われ、年間の基本となる定例会のほか、必要に応じて臨時会が開かれる。近年は、柔軟な議会活動を可能にする通年議会の導入も進みつつあり、自治体によっては常時開会を前提に迅速な議決や調査が行われている。

審議の流れは、まず本会議での質疑を経て、議案は原則として委員会に付託され、専門的な視点から詳細な審査が行われる。場合により、軽微な案件は付託を省略することもある。委員会での審査後、委員長報告が本会議で行われ、その内容を踏まえて議員は討論し、最終的に表決に至る。この一連の手続きは時間がかかるように見えるが、熟議と多角的な判断を可能にする仕組みとして機能している。

議員の職務遂行においては、住民の代表として責任ある発言が求めら

れ、議会での品位と秩序維持のため、場合によっては発言の取り消しが求められることもある。また、議会には強い調査権・資料請求権がある一方で、個々の議員に独立した調査権はなく、議会全体で権限を行使する点は特徴的である。個人の判断ではなく、合議体としての正統性を持って行政監視を行う姿勢が制度的に担保されていると言える。

今回これらの仕組みを学び、地方議会は単なる会議体ではなく、住民自治を実質化するため綿密に設計された制度であると実感する。今後の地方自治の質を高めるためには、議会人としての不断の改革と、住民と双方向の関係強化が不可欠であると強く感じた。

「講義」

条例と政策の審査・立案

全国市町村国際文化研修所

調査研究部長 川崎 穂高 氏

地方分権改革が進む中で、地方自治体には独自の政策を企画し、地域の実情に応じた条例を制定する役割が一層求められている。特に、条例制定権の拡大によって、国の法令に規定のない分野や、自治体独自の課題に対して積極的に制度を設計できるようになったことは、地方議会にとって大きな意義を持つと感じる。

政策立案は、課題の発見、目的設定、政策手段の選択、効果検証というプロセスを踏んで進められる。議会がこの一連の流れに主体的にかかわるためには、単に行政の提案を審査するだけでなく、議員が地域の声を収集し、議会として内容を集約し、政策案として具体化する力を高めしていく必要がある。政策手段には、条例制定、予算措置、事業の創設や改善など多様な方法があるが、最も強い拘束力を持つのは条例であり、その立案には慎重な検討が欠かせない。

条例立案では、目的の明確化、根拠法令との整合性、権利義務の規定の妥当性、罰則の必要性など、数多くの留意点が存在する。条例の基本的な形式や文体も統一性が求められ、単語一つの選択が解釈を左右することもあるため、技術的理解が不可欠であると痛感した。また、条例制定権の範囲は無制限ではなく、国の法令に違反せず、自治体の事務に関する事項に限られる点も重要である。

今回の学びで、政策と条例は地域課題の解決に向けた「手段」と「ルール」であり、議会はその質を左右する重要な機関である。住民の期待に応える政策立案能力を磨き、実効性のある条例づくりに今後さらに取り組みたい。

「演習」

条例演習（意見交換・発表・まとめ）

全国市町村国際文化研修所

調査研究部長 川崎 穂高 氏

条例：宮崎市深夜における花火の規制に関する条例

宮崎市の「深夜における花火の規制に関する条例」は、市内の静穏な生活環境を守り、深夜の騒音や危険行為によるトラブルを未然に防止することを目的として制定されたものである。特に観光地や海岸部では、夏季を中心に花火利用が急増し、夜間の騒音、火災リスク、ゴミ放置などの問題が顕在化していた。これらは地域住民の生活の質を損なうだけでなく、観光地としての魅力にも影響を及ぼすことから、条例による一定のルール化が必要とされた。

条例の必要性としては、深夜の花火利用による苦情件数の増加、未成年者を中心とした危険行為、遅い時間帯まで続く騒音による睡眠妨害など、多面的な課題が背景にある。従来のマナー啓発だけでは限界があり、

法的根拠をもって規制する仕組みとなっている。

有効性という点では、罰則規定を設けることで抑止力を強化し、地域の安心感向上につながっている。条例内容をわかりやすく伝えるため、市はポスターや看板を活用し、対象時間・禁止内容・罰則などを簡潔に周知している。また、観光客が多く訪れるエリアでの案内も整備されている。

効率性の観点では、一律の規制ではなく、特に苦情の多い地域を「特別対策区域」として指定することで、重点的・効率的な対策を行っている。区域内では夜間パトロールを強化し、騒音対策や花火後のゴミ処理の徹底など、地域と行政が協働してルール遵守を促す体制づくりも進められている。

その他の視点として、観光客や市外からの来訪者は条例の存在を知らない場合が多く、分かりやすい案内が重要となる。特に海水浴シーズンや花火用品販売時期には、店舗・宿泊施設・SNS等を活用した周知が効果的である。地域住民だけでなく、来訪者にも配慮した総合的な啓発と運用が、トラブルの未然防止と観光地の魅力向上につながる。

以上。

支出命令書 (一般)

市長 **	副市長 **	教育長 **	部長 **	次長 **	課長 	課長補佐 	係長 	担当者 
会計管理者 	会計課長 	課長補佐 **	係長 	担当者 	入力 	財政課合議 **	検収者 /	


起 票 日	令和 7年 11月 27日		所 属	080100 市議会事務局		
年 度	令和 7 年度	会 計	01 一般会計		予算区分	0 現年度
科 目	款	01 議会費				
	項	01 議会費				
	目	01 議会費				
	事 業	040000 議会調査研究事業				
	節	18 負担金、補助及び交付金				
	細 節	90 その他				
	細々節	06 政務活動費				

金 額	6,420,000 円	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認
支 払 回 数	18 回	雇 用 保 険 料	0 円	源泉徴収確認
負 担 行 為 額	600,000 円	そ の 他	0 円	被服貸与台帳記載確認
支 出 命 令 済 額	419,285 円	控 除 額 合 計	0 円	通勤経路及び金額確認
負 担 行 為 残 額	180,715 円	請 求 書 番 号		
源 泉 支 払 内 容	*****			

件 名 研究研修費11/19~21市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治の基本」第2回研修経費、振込手数料

摘 要

債 権 者 等	支 払 方 法	21 現金払	支 払 希 望 日	令和7年 12月 1 日
	住 所			
	名 称	市民未来の会代表者 野田 悦子		
	役職等/ 氏名			
	銀行 / 口座			
口座名義人			債 権 者 番 号	

領 収 氏 名	住 所	領 収 印
市民未来の会代表者 野田 悦子		

上記の金額を領収しました。 令和7年 12月 1 日

支 払 済

泉大津市 会計管理者 あて











1 

伝票番号 07-014703
整理番号 07-000004-18

負担行為番号 07-000297
呼出番号 00717835




供 覧	議長	副議長	局長	次長	次長補佐兼 議事調査係長	庶務係長	主査	係員
								

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

令和7年11月21日

泉大津市長
南出賢一様
(泉大津市議会議長経由)

会派名 市民未来の会
代表者名 野田悦子 

政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交付請求額	6,420円		
内 訳	令和7年11月19日(水)～21日(金) 令和7年度市町村議会議員研修 [3日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」第2回 研修経費および振込手数料		
支払先	(公財) 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所		
予算科目	研究研修費	交付残額	180,715円
使用者名	井上 信久		

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-11-11	41364	通帳送金
記号	番号	
****	****	
取扱番号	お取引金額	
N081	*11,000	
	残高	
4281	*11,696	
銀行 支店		
送金料金 *220円		
振込予定日 07-11-11		
イノウエ ノブヒサ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

令和7年度

市町村議会議員研修[3日間コース] 「第2回 新人議員のための 地方自治の基本」

地域住民の期待と信頼に応えるためには、社会情勢の変化や地域の諸課題、住民ニーズの把握に加え、地方自治に関連する諸制度について精通していることが重要です。

この研修では、新人議員(研修開始日時点で1期目の議員)を対象として、地方議員が理解しておくべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を講義や演習を通じて学びます。

また、全国の市区町村議会議員が集い、地方自治に関する様々なテーマについて情報交換や意見交換を行います。

共催：全国市議会議長会 後援：全国町村議会議長会

開催要領

- 日 程** 令和7年11月19日(水)～11月21日(金)(3日間)
- 場 所** 全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分
- 対 象** 市区町村議会の新人議員(1期目)の皆様
3日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。
※議員通算4年未満の方が対象です。4年以上の方は申込みできません。
- 募集人数** 60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください。
なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。
- 宿 泊** 研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。
- 経 費** 11,000円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食2回、昼食2回、夕食2回)、資料等にかかる費用です。
なお、事前準備・事前学習及び最終日の昼食にかかる費用は含まれておりません。
- 申込期限** 令和7年10月2日(木)まで
- 申込方法** 議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。
- 受講決定** 受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。
経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。
- 事前課題** 研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL.077-578-5932

E-mail: kenshu@jiam.jp 電話: 077-578-5932 https://www.jiam.jp

全国研第428号
令和7年10月9日

大阪府 泉大津市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所
学長 小池 信之
滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号
登録番号 T6040005002305

研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願
いします。

氏名	井上 信久
コース名	令和7年度市町村議会議員研修 [3日間コース] 「新人議員のための 地方自治の基本」第2回
研修期間	令和7年11月19日(水) ~ 11月21日(金)

1 研修受講に要する経費の納入について
下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

(1) 納入金額：11,000円
<内訳> 研修費(@1,300)(課税10%分) 3,900円
食費(課税10%分) 950円
食費(不課税分) 3,850円
研修生活動費(課税10%分) 2,300円
6200円
220円(振込手数料)

(2) 税区分による内訳： (課税10%分) 7,150円(内税 650円) 合計 6420円
(不課税分) 3,850円(内税 0円)

(3) 指定期間： 令和7年11月10日(月) ~ 11月14日(金)

(4) 指定口座： 銀行 支店 No. 銀行 支店 No.
名義人：

- 注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。
注3) 振込手数料は、貴団体で負担願います。

発行責任者：教務部長 伊藤 哲也
発行担当者：研修主幹 小川 大介 電話：077-578-5932(教務部・調査研究部)